

消防救第100号
令和3年3月31日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公 印 省 略）

新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の
搬送体制の確保への対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第2.1版）」（令和3年3月12日付け健発0312第11号厚生労働省健康局長通知別添）等に基づき、実施体制の構築が進められているところです。

こうした中、先行接種対象者である医療従事者等への接種が進むにつれて、現在使用されているワクチン（コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（販売名：コミナティ筋注））の接種に伴うアナフィラキシーの副反応疑い報告が報告されていることを踏まえ、今般、厚生労働省より、全国の都道府県衛生主管部（局）長あて「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について」（令和3年3月31日付け医政地発0331第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長、健健発0331第2号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「3月31日付け厚生労働省通知」という。）が発出され、被接種者にアナフィラキシー等の副反応がみられた際に、必要に応じて発症者を速やかに医療機関に搬送する体制を確保するため、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容について示されました。

つきましては、貴職におかれては、3月31日付け厚生労働省通知及び下記の内容に十分に御留意の上、貴都道府県の衛生主管部（局）等の関係者との間で適切な調整・連携を図っていただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

記

新型コロナワクチンの被接種者にアナフィラキシー等の副反応がみられた際に、必要に応じて速やかに医療機関への搬送を行う体制の確保に当たり、各地域の消防機関は、市町村又は都道府県衛生主管部（局）等の関係者から協力要請があった場合には、以下の事項等について連携して必要な対応を行う。

- 接種会場の場所、大規模な会場の開設日や救急対応、搬送先医療機関等の情報について、市町村等の関係者と連携して的確に把握するとともに、搬送

が必要になった場合に備えて、救急車及び救急隊員の動線や引継ぎ方法等の具体的な救急活動について、市町村等の関係者とあらかじめ協議して認識を共有し、地域における搬送体制の確保を図る。

- 市町村等の関係者と協力して、搬送先医療機関の選定・調整を行う。必要があれば、地域メディカルコントロール協議会又は都道府県メディカルコントロール協議会の関係者等、日頃から搬送及び受入れ体制整備に携わっている関係者と協議を行う。

以上

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 小塩専門官、増田係長、吉岡事務官

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7532

E-mail : kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp

医政地発 0331 第 1 号
健健発 0331 第 2 号
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省健康局健康課長

(公 印 省 略)

新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の 搬送体制の確保について

新型コロナワクチンの被接種者にアナフィラキシー等が発生した場合の救急対応等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第 2.1 版）」（令和 3 年 3 月 12 日付け厚生労働省健康局長通知別添）等を踏まえた対応をお願いしているところです。今般、コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（販売名：コミナティ筋注。）の接種に伴うアナフィラキシーの副反応疑い報告が報告されていることから、「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注）の接種に伴うアナフィラキシーの発生について」（令和 3 年 3 月 15 日付け健発 0315 第 8 号他厚生労働省健康局長他連名通知）において、被接種者にアナフィラキシー等の副反応がみられた際に、必要に応じて発症者を速やかに医療機関への搬送するために、関係部局と連携の上、必要な体制を確保することとしています。今般、この「関係部局との連携」が円滑に進むよう、下記の通り基本的な考え方をお示ししますので、内容を御了知の上、管内市町村へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、総務省消防庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 市町村の役割

- 市町村は、都道府県、都道府県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関と調整を行い、搬送先の候補となる接種会場近傍の二次救急医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有する。なお、医療機関が対応できる曜日や時間帯が限られる場合は、複数の二次救急医療機関等により接種日等に常時対応が可能となるよう調整する。
- 市町村は、接種会場の場所や、特に大規模な接種会場を設置する場合にあってはその開設日等の情報を、搬送先の候補となる医療機関、及び地域の医療関係者や消防機関の関係者と予め共有するなどの体制を確保する。

2 都道府県の役割

都道府県は、1で市町村が行う搬送先の調整・選定に当たり、必要な支援・調整を行う。例えば、

- ・ 都道府県医師会等の地域の医療関係者や、二次救急医療機関及び三次救急医療機関に対して、1で市町村が行う搬送先の調整・選定に協力するよう呼びかける
- ・ 1で市町村が行う搬送先の調整・選定が、市町村内に受入可能な二次医療機関等を有しない市町村も含め、円滑に実施されるよう、例えば二次救急医療圏毎に、市町村担当者、二次救急医療機関や三次救急医療機関等の地域の医療関係者、消防機関等が含まれる調整の場の提供等を行う
- ・ 調整・選定に必要な情報提供(例:病院群輪番制の当番)等の支援を行う

等が考えられる。なお、上記についてはあくまで例示であり、地域の実情を踏まえて適宜支援内容を検討されたい。

令和3年3月15日
健発0315第8号
薬生発0315第13号

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬・生活衛生局長

コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2) (コミナティ筋注)
の接種に伴うアナフィラキシーの発生について

コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2) (販売名：コミナティ筋注。以下「本剤」という。)の接種状況及び副反応疑い報告として報告された事例につきましては、厚生労働省ホームページ及び厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（以下「合同部会」という。）において検討を行うとともに、安全性に関する情報提供を行っているところです。

被接種者にアナフィラキシー等が発生した場合の救急対応等については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（2.0版）」（令和3年2月16日付け厚生労働省健康局長通知別添）等により周知を依頼しているところですが、今般、本剤の接種に伴うアナフィラキシーの副反応疑い報告が多数報告されておりますので、令和3年3月12日に開催された合同部会における検討結果を踏まえ、下記留意事項について改めて周知することとするので、貴職におかれてはこれを十分ご了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 本剤の接種にあたっては、予診時に、アレルギー疾患の既往や、アナフィラキシーを含む即時型のアレルギー反応の既往について適切に確認すること。

2. 報告された症例を踏まえると、アナフィラキシーを発症した場合であっても、早期に適切な処置が行われることにより、症状の重症化を回避することができると考えられるため、本剤接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。
3. 被接種者にアナフィラキシー等の副反応がみられた際、速やかに適切な処置を実施し、必要に応じて発症者の速やかな医療機関への搬送を行うため、関係部局と連携の上、必要な体制を確保すること。